

我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する 実施計画（第2期ESD国内実施計画）（案）

持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議

第1章 総論

1. 序

（1）ESDの意義とSDGs

「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」とは、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のことである。ESDは、2002年にヨハネスブルグで行われた「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において我が国が提唱した考え方であり、それ以降、国際連合教育科学文化機構（ユネスコ）を主導機関として国際的に推進されてきた。

また、2015年9月、国連はアジェンダ2030を採択し、人類が持続的かつ強靱な発展経路に移行するために経済・社会・環境の三側面を調和させる、「持続可能な開発目標（SDGs）」を示した。このSDGsは、現代の社会が抱えている気候変動、自然災害、脱炭素、多文化共生等、様々な課題解決に向けて、世界が共有する具体的な達成目標である。

ESDは、日常生活の中で我々が隣り合わせている課題を地球規模課題の解決と結び付けて考え、それらを解決するための行動変容をもたらすための教育であり、持続可能な社会を実現するために必要な資質・能力を培うための教育であるとも言える。ESDの実践を通して、学校教育に留まらず、あらゆる場面での教育活動を通じて習得された知識、技能、価値観を行動変容に生かすことが、持続可能な社会を実現するための目標であるSDGsの達成につながるのである。2019年の国連総会決議においても、ESDがこのSDGs全てのゴールを達成するための鍵であると確認されている。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、今後ますます、教育活動の中で社会情緒的能力や非認知能力などを育むことが重要であることを明らかにした。人類が様々な課題を克服して持続可能な発展を成し遂げていくためには、一人ひとりが自らの行動を変革し社会に働きかけていく必要があり、ESDの重要性はより一層高まっている。

（2）「国連持続可能な開発のための教育の10年」及び「持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム」の取組及び課題

前述のとおり、ESDについては、ユネスコが中心となり、その在り方に関する

検討が進められてきた。E S Dの推進に係る国際的な枠組みとして、2005年から2014年までの10年間は「国連持続可能な開発のための教育の10年」(D E S D : Decade of Education for Sustainable Development)とされた。さらに、D E S D最終年の2014年11月には「E S Dに関するユネスコ世界会議」が我が国で開催され、2015年から「持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム」(G A P)が開始することとされた。

G A Pでは、持続可能な開発は、政治的合意、財政的な動機付け、技術的な手段のみによって実現できるものではなく、一人ひとりの考え方や、社会に働きかける等の行動の変容が求められるものであり、この「変容」の実現に向けて教育が果たすべき役割が大きいことが再確認された。その上で、持続可能な開発に向けた進展を加速するために、教育及び学習のすべてのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことを目標に掲げている。

さらに、戦略的にステークホルダーのコミットメントを可能にするために、5つの優先行動分野(①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティ)を定め、これらの下に全てのステークホルダーが活動を展開することが求められた。一方で、G A Pにおいては、目的に対する一定の進捗が見られたと評価されているが、異なる優先行動分野間の連携が不足している点等が課題として指摘された。

(3)「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて(E S D for 2030)」の策定

(2)で記載したD E S DとG A Pの取組を基礎として、2020年から2030年を対象とする新しい枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて(E S D for 2030)」が2019年の第74回国連総会で承認された。本枠組では、E S DがSDGsの17のゴール全ての実現に貢献することを通じて、より公正で持続可能な世界を構築することを目指すことを目的としている。本枠組の特徴としては、主に以下の3点が挙げられている。

①SDGsの17全ての目標実現に向けた教育の役割を強調：

相互に関連する17のSDGsの実現に向けた教育の役割に重点を置いている。E S Dは、17のゴールについての意識を高めるとともに、持続可能な開発に向けた課題に対する活動を喚起する。

②持続可能な開発に向けた大きな変革(社会及び個人の変革)への重点化：

持続可能な開発のために必要な個人の変革や、経済成長と持続可能な開発を両立するための構造的な変革に照準を定める。

③ユネスコ加盟国によるリーダーシップへの重点化：

加盟国が、SDG4(教育)だけでなく、持続可能な開発に関する全てのSDGs実施に関して行う取組において、E S Dを主流化するために強力なリーダーシップが求められる。

また、G A Pにおける5つの優先行動分野を継続しつつ、実施へのメカニズムと

して、国レベルでのE S D for 2030の実施（国内イニシアチブの設定）、パートナーシップとコラボレーション、行動を促すための普及活動、新たな課題や傾向の追跡、資源の動員、進捗モニタリングが言及された。

2. 本実施計画の位置づけと実施体制

我が国では、国際的なE S Dの枠組みに基づき、2006年に「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を、2016年に「持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画を策定し、国内におけるE S Dを推進してきた。G A Pの最終年である2019年には国内実施計画に係るレビューを実施し、様々なステークホルダーと連携した施策の展開していくことや、優良事例の横展開を含めた国内外への情報発信機能の強化を行っていくこと等が求められたところである。

上述のレビュー及び1.（3）で述べたE S D for 2030という新たな国際枠組を踏まえ、本計画は、5つの優先行動分野における国内における各ステークホルダー（政府、地方自治体、NGO/NPO、公益法人、企業、メディア、研究機関、学校を含む教育機関、教員を含む個人等、E S Dに関係する全てのステークホルダー）のコミットメントに資する計画を示したものである。

我が国においては、E S Dを通じて、学習指導要領に示されている資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）を全ての学習段階でバランスよく育成することが目指される。また、日本社会のあらゆる主体を対象に様々な場面でのE S D実施を推進し、ジェンダー平等、2050年カーボンニュートラルをはじめとするグリーン社会の実現、A I及びD Xの推進と社会システムのデジタル改革等、我が国のSDG sに関する方針を踏まえつつ、持続可能な社会の創り手の育成を効果的に推進することが求められる。我が国は、E S Dの提唱国として、引き続き、優れた実施事例を提示するなど、世界のE S D活動を先導することを目指す。

また、本計画の実施にあたっては、「持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（E S D関係省庁連絡会議）」による府省横断の連携体制による政策立案や、有識者会議を通じて多様なステークホルダーの知見が反映する仕組みを維持する。加えて、各省庁が緊密に連携し、所管する分野におけるE S Dの普及・推進に努めるとともに、「持続可能な開発のための教育円卓会議（E S D円卓会議）」や日本ユネスコ国内委員会においてE S Dの推進方策について意見交換を行うなど、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、取組を実施する。

3. 基本的考え方

（1）SDG s達成へのコミットメント

SDG sは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、この持続可能な世界を実現するための先進国と開発途上国が共に取り組むべき普遍的な目標である。前述のとおり、E S Dは、全てのSDG sの達成に貢献するものであり、本計画では、E S D for 2030を踏まえ、SDG sへの貢献をより積極的かつ明確に示し、SDG s達成に資する学習

や人材養成施策を展開していく。

そのため、ESD関係者のみならず、持続可能な開発を実現するために活動するステークホルダーとの協働を重視し広範なパートナーシップを発展させていくとともに、ESDが全てのSDGsの達成に大きく貢献するものであることについて普及・啓発活動を強化していく。

さらに気候変動に係るパリ協定、仙台防災枠組、国連海洋科学の10年等、SDGsに関する国際的なイニシアチブ等に留意し、それらの活用を図っていく。

(2) ステークホルダー間のパートナーシップの促進

ESD for 2030では、加盟国は、SDGsに関する国内の枠組みに関連して、各分野のステークホルダーを動員し、協調戦略の下で協働型ネットワークの構築を支援することが求められている。前述のとおり、政府、ユネスコや国連大学などの国際機関、地方自治体、NGO/NPO、公益法人、企業、メディア、研究機関、学校を含む教育機関、教員を含む個人など、関係する全てのステークホルダーを巻き込みながらESDを展開していく。そのため、各領域で育ってきたネットワークの間をつなぐネットワークの重層化を推進する。

政府においても、省庁の垣根を超えて関係省庁連絡会議の枠組みの中で様々な省庁が連携してESDの実現を目指す。また、分野間でのパートナーシップを促進するために、各ステークホルダーの取組に関する情報発信を強化する。

(3) 優先行動分野の推進

本実施計画においては、ESD for 2030の目的に沿って、以下の5つの優先行動分野における各ステークホルダーのコミットメントに資する計画を示す。

①政策の推進（ESDの政策への取り込み）

政府が、国の教育政策等の中心にESDを据え教育を変革すること。

②学習環境の変革（機関包括型アプローチの実施）

学習者が、SDGsの17のゴールを実現するために必要な知識、スキル、価値観、態度を習得し、ESDの機関包括型アプローチを通じて、持続可能な開発のための行動として実践する機会が得られるようにすること。

③教育者の能力構築（ESDを実践する教育者の育成）

教育者が、持続可能な開発に向けて社会を変革する力を培う機会が得られるようにすること。教育者を訓練する機関が、ESDを体系的に取り入れること。

④ユースのエンパワーメントと動員（ESDを通じて持続可能な開発のための変革を進める若者の参加の支援）

ユースが、変革の担い手となるために必要な資質を培うための支援を受けられるようにすること。

⑤地域レベルでの活動の促進（ESDを通じた持続可能な地域づくりの促進）

E S Dが地域レベルでのサステナビリティを実現するための鍵となるツールであり、生涯学習の機会であることが認識されること。

(4) 国際社会におけるE S D推進の先導的役割

我が国が、E S Dの概念を提唱して世界的な取組に発展したという経緯を踏まえ、引き続き、我が国から優れた実施事例を提示するなど、世界のE S D活動を先導することを目指す。各E S D推進策においては、可能な範囲で国際機関等との協力及び国際発信情報の整備につなげていく。

第2章 具体的取組

以下では、より効果的にE S Dを推進するため、E S D for 2030で示されている5つの優先行動分野において各ステークホルダーが取り組むべき主な事項を記載している。これは優先行動分野以外における取組を排除するものではなく、E S Dの実践にあたっては各ステークホルダー自身が自ら考え、主体的に行動を起こすことが求められている。なお、E S Dの推進に際しては、新型コロナウイルス感染症の拡大やジェンダー平等、現代社会における重要な課題も考慮されるべきである点に留意が必要である。

1. 優先行動分野における各ステークホルダーの取組

(1) 優先行動分野1：政策の推進

政策決定者は、持続可能な開発を実現するために必要であるグローバルな変革をもたらすうえで、重要な役割を担っている。教育機関やその他のステークホルダーがE S Dをより実践していくためには、政策決定者による政策的な枠組み作りが不可欠である。

我が国においては、以前からE S Dに組織的・体系的に取り組んできた。関係省庁においては、引き続き、政府が策定する指針等にE S Dの理念を取り入れるとともに、教材提供や支援、広報啓発活動、優良な取組に係る情報提供、政策対話の開催等を実施し、多様な分野の取組を支援する。

また、E S D for 2030において、持続可能な社会の実現には個人の行動変容が最重要である一方で、社会の構造変革も不可欠であり、経済成長と持続可能な開発のバランスを見極めつつ、社会システム変容の実現に向け、E S Dの果たす役割は大きいと指摘されている。このため、SDGs関連政策その他持続可能な社会づくりに関する各種政策の推進に、E S Dを積極的に取り込む。

<本優先行動分野に関する主なステークホルダー>

－政府（教育及び持続可能な開発に関連する分野の政策決定者）

a) SDGs関連政策へのE S Dの反映に関すること

・SDGs実施指針等のE S Dの位置付け

政府は、2019年12月に策定された「SDGs実施指針改定版（令和元年

12月20日SDGs推進本部決定)」においてESDを位置付けている。また、教育機関の役割として、ESDに関する国内外の活動の充実に貢献すること、ユネスコスクールネットワークのさらなる活性化を図ること、社会教育関連機関も含めてSDGsに資するように多様な文化とつながりながら学習できる環境づくりを促進することを期待している。

・SDG4に資する各政策分野におけるESDの推進

政府は、健康教育の推進、食育の推進、安全教育の推進、人権教育の推進、外国人児童生徒等に対する教育の推進、生活者としての外国人に対する日本語教育の推進、環境教育及び協働取組の推進、農業分野における次世代を担う人材育成、アジア地域における産業人材の育成、「倫理的消費（エシカル消費）」の普及・啓発活動等、教育機関の内外を問わず、SDG4の実現に資する様々な政策分野においてESDの取組を推進する。

また、政府が策定するSDG4に資する各種文書においても、ESDの考え方が反映されるよう努める。

b)教育政策へのESDの位置付けに関すること

・第3期教育振興基本計画への位置付け

政府は、2018年に策定された第3期教育振興基本計画においても、我が国がESDの推進拠点と位置付けているユネスコスクールの活動の充実に図り、好事例を全国的に広く発信・共有することや、ESDの実践・普及や学校間の交流を促進することを掲げている。

・学習指導要領に基づくESDの実施

2020年度から順次実施されている学習指導要領においては、前文及び総則において「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられている。政府は、学習指導要領に基づき、持続可能な社会の実現に向けて、学校現場におけるESDの着実な実施を進める。

c)地球規模課題に係る施策におけるESDの実施

・地球規模課題に係る施策へのESDの位置付けに関すること

2011年に改正された環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（2003年成立、文部科学省、経済産業省、農水省、国土交通省、環境省の5省共管）において、ESDの視点がより強く盛り込まれている。また、第五次環境基本計画において、持続可能な地域づくりのために環境・経済・社会の統合的向上で実現する未来像としての地域循環共生圏（ローカルSDGs）の概念が提唱され、ESDの考え方をベースにその担い手を育成することが示されている。

政府は、引き続き、環境教育等促進法及び同法に基づく基本方針の実施等において、ESDの普及と推進に取り組む。また、未来像としての地域循環共生圏（ローカルSDGs）の担い手の育成においては、ESDの手法を積極的に活用し、ESDの普及を促進する。

d) 国際的なE S Dの推進に関すること

・ E S D推進に向けた海外諸国との連携

政府は、日米環境政策対話を通じた米国との連携、日中韓三か国教育大臣会合の枠組みを通じた中国・韓国との連携、東南アジア教育大臣機構（S E A M E O）加盟国との連携に加え、A S E A N諸国やアフリカ諸国との連携や、日本型教育の戦略的な海外展開等により、海外諸国とともにE S Dを推進する。

・ 途上国における教育支援

政府は、J I C A等と連携し、途上国の未来と発展を支えるリーダーの育成等を支援することで、途上国におけるE S Dの推進に貢献する。

・ 国際機関を通じたE S Dの推進

政府は、S D G 4のリーディングエージェンシーであるユネスコに対する信託基金の拠出等を通じて、各国においてE S Dが推進されるよう支援を行う。また、国際連合や国際連合児童基金（ユニセフ）との協力を通じた教育分野での協力を通じて、S D G sやE S Dの推進を図る。

さらに、国連大学が実施するE S Dプログラム（R C E認定、ProSPER.NET構築）及びS D G sの統合的達成に向けた事業に協力するとともに、国内大学との連携強化を図りながら、サステナビリティ分野の教育研究を基盤としたS D G sの達成に向けた取組を支援する。

（2）優先行動分野2：学習環境の変革

学習者が、持続可能な開発へ向けた変革の活動を起こすための担い手となるためには、学習機関における学習環境の変革が必要である。学習機関全体が持続可能な開発を念頭に置くことにより、学習の内容や指導方法が変わるとともに、機関包括型アプローチを通して、学習者が学んだことを地域に還元できる体制の構築が求められる。

我が国においては、学習指導要領にE S Dの理念が盛り込まれる等、持続可能な社会の実現に向けた学習内容の変革に取り組んできた。今後、I C T等を活用した学習環境の充実や多様な学習機会の確保に努める。また、地域コミュニティがE S Dに係る様々な先導的取組を実践したことを踏まえ、地域において目標を共有し各ステークホルダーが担うべき役割を整理した上で、課題解決に向けて協働して取り組むことが望ましい。

<本優先行動分野に関する主なステークホルダー>

- －学校
- －地方公共団体（教育委員会を含む）
- －政府

<協働するステークホルダー>

- －その他教育機関（社会教育施設、大学、E S Dを通じた教育を実践する機関）

－NGO／NPO、民間企業等

・学習指導要領に基づくESDの実施【再掲】

2020年度から順次実施されている学習指導要領においては、前文及び総則において「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられている。政府は、学習指導要領に基づき、持続可能な社会の実現に向けて、学校現場におけるESDの着実な実施を進める。

・ICT化を通じた教育環境の充実

政府は、Society 5.0時代に求められる学びの実現に向けて、「GIGAスクール構想」に基づき、2021年4月から1人1台端末環境での学びを本格的にスタートさせるべく、学校ICT環境整備を全国一斉に進める。また、子供たちが学校教育で学んだものを地域でさらに深め、実践的な学びを行うための支援を実施する。

・機関包括型アプローチの推進に向けたネットワークの形成・強化

政府は、ESD推進ネットワークの一層の強化やESDコンソーシアムのさらなる推進やモデル事業の展開等を通じ、機関包括型アプローチの推進を図る。また、「ESD推進の手引」やユネスコスクールネットワークの強化等を通じ、学校と地域、大学、企業、社会教育施設等との連携を促進する。

学校、社会教育施設、大学、地方公共団体、NGO／NPO、民間企業等には、様々なステークホルダーと連携した機関包括型アプローチの発展、展開や、機関包括型アプローチを実現するためのガバナンス強化等が求められる。

・多様な学習機会の確保

政府は、学校内外における青少年の体験活動の推進、体験活動の充実に向けた取組を支援する。また、地域の学校や自然学校と連携して実施する自然観察会や自然環境学習等により、子供たちが自然とふれあう機会を創出する。

学校、社会教育施設、大学、地方公共団体、NGO／NPO、民間企業等には、各地域において、世界遺産や伝統行事をはじめとする地域の文化や様々な活動、ユネスコエコパークやジオパーク等の地域の資源を活用した活動等を、地域内の様々なステークホルダーと連携して実践することが求められる。

(3) 優先行動分野3：教育者の能力構築

教育者は、学習者の持続可能な学習を支える主要なアクターであるが、社会の変化に伴い、その役割も大きく変化しつつある。学習者を導くためには、教育者自身が知識や技能等を備えることや、どのようなアプローチが最大の効果をもたらすのかを理解することが必要となる。

我が国においても、ESDを実践するためのファシリテーターとして、各機関における指導者の役割は非常に大きい。学校や大学の教員のみでなく、教職を目指す学生や、ノンフォーマル、インフォーマルな教育におけるESDを推進する教育者の能力育成も求められている。

<本優先行動分野に関する主なステークホルダー>

- －学校における教職員等、E S Dを通じた教育を実践する者
- －地方公共団体（教育委員会を含む）
- －その他教育機関（社会教育施設、大学、E S Dを通じた教育を実践する機関）
- －政府

<協働するステークホルダー>

- －NGO/NPO、民間企業等

・教員に対する研修等

政府は、時代の変化に応じた質の高い学びの実現と、複雑化する教育課題に適切に対処するための指導力の向上等を図るため、教員研修等においてSDGsやE S Dの考え方を推進する。また、「E S D推進の手引」等を通じた教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校や地域における質の高いE S Dを実践・推進するための研修の実施、教師教育の推進に関するモデル事例の展開等を行う。

学校、地方公共団体や教育委員会、社会教育施設や大学等は、地域課題等を踏まえた指導者研修会等を自主的に実施することや、「E S D推進の手引」等を活用し教職員がE S Dを実践するための研修等を充実させることが求められる。

・教職員を対象とした国際交流

政府は、諸外国の教員等を我が国に招聘するとともに、我が国からも教職員等を諸外国に派遣し、諸外国の学校及び地域社会におけるE S Dと国際理解教育の好事例を探るとともに、E S Dに関する諸外国との連携強化を図る。

・各機関においてE S Dを実践する者の育成

政府は、E S Dを実践する者を効果的に育成するため、研修プログラムを設計する人材等を育成し、その活動を支援する。

地方公共団体や教育委員会、社会教育施設、大学、民間企業等、各機関においては、当該機関で人材育成に取り組む者に対し、E S Dの視点を取り入れた研修を行うことが求められる。また、その際、NGO/NPO、環境カウンセラー等の積極的な活用が期待される。

・E S D推進ネットワークにおける学びあいの推進

政府は、E S D国内実施計画（平成28年3月 持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議）に基づき、多様なステークホルダーが参加するE S D推進ネットワークにおいて、様々な立場の教育関係者による学びあいを強化する。本ネットワークは、持続可能な社会の実現に向け、E S Dにかかわるマルチステークホルダーが、地域の取組を核に、様々なレベルで分野横断的に協働・連携してE S Dを推進する目的で整備されてきた。今後とも、E S Dに関する最新の動向や各地の優れたE S D実践事例を共有し、ネットワーク参加者が交流し相互に学びあう場となる機会を提供する。

- ・ICTを活用した研修

新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した教育者の育成を実施する過程で、映像資料の作成やオンラインを活用した取組が急速に進展した。また、ICT活用による業務の効率化とオンラインの限界に関する理解も進んでいる。政府は、アフターコロナにおいても、蓄積された知見を活かしてICTを活用したESDに関する教育者の育成を継続的に進める。

(4) 優先行動分野4：ユースのエンパワーメントと動員

現代社会の様々な課題に直面するユースは、従来よりも地球規模課題に対して積極的に声を上げ、活動するようになってきている。創造的で独創的な解を導き出す力を持っているユースは持続可能な開発を実現する上で欠かせない存在であり、ジェンダーを問わずすべてのユースのエンパワーメントは、ESD推進の中核をなすものである。

我が国においても、「SDGsアクションプラン」において、日本の「SDGsモデル」の三本柱に「次世代・女性のエンパワーメント」を掲げており、幼児期も含めた世代への働きかけを行うとともに、ユースの主体的な活動を支援し、様々な手段を通してユースの声を反映させる仕組みづくりが求められる。

<本優先行動分野に関する主なステークホルダー>

- －ユース団体、ユース支援団体
- －NGO/NPO
- －政府

<共同するステークホルダー>

- －教育機関（学校、社会教育施設、大学、民間企業等、ESDを通じた教育を実践する機関）
- －民間企業等
- －地方公共団体（教育委員会を含む）

- ・ユース同士のコミュニティづくり

政府をはじめとする各機関は、プラットフォームやネットワークの構築、フォーラムの開催、ポータルサイトの開設等を通じて、ユースが国内外のユースと意見交換する場を確保し、多様な分野においてSDGsやESDの主役となるユース同士の繋がりを構築するとともに、ユースの声が社会に生かされる環境づくりを推進する。

- ・国際的な議論にユースが参加できる環境づくり

政府は、上記プラットフォーム等を活用し、国連機関のユースフォーラム等の様々な機会を捉え、国際的な場でユースが発信を行う機会を確保するよう努める。また、ユネスコにおける国際事業との連携等を通し、ESDに参画する若者が世界との接点を持つことができるよう支援する。

各教育機関、地方公共団体、NGO/NPO、民間企業等においても、様々な場をとらえてユースが国際的議論に参画できる機会を創出することが求められる。

- ・ 青少年の国際交流の推進

政府は、青少年教育施設を中核として、自治体や青少年団体等との連携を強化する。また、青少年に対し、国内外における異文化交流や持続可能な社会の重要性を学ぶ機会を充実させることで、次世代を担うグローバル人材を育成する場を提供する。

- ・ ユースの主体的な取組の促進

政府は、関係機関と協力して、高校生等による具体的な実践活動を奨励し、ユースの交流の機会を提供する。また、ユース等が環境課題をはじめとする現代社会の地球規模の課題を深く考えて主張し発信する機会を提供する。

(5) 優先行動分野5：地域レベルでの活動の促進

持続可能な開発を実現するための実践は、地域レベルで行われるものが多く、持続可能な開発のためのパートナーシップも地域コミュニティ内で構築されることが多い。このため、学習機関と地域との積極的な協力が求められる。

我が国においても、多くのESDの先進的な取組は地域において実践されてきたという認識のもと、地域においては様々なステークホルダーが連携しながら、身近な課題を解決するための行動変容を促し、ESDを通じて地域づくりを推進していくことが求められる。

<本優先行動分野に関する主なステークホルダー>

- － 地方公共団体（教育委員会を含む）
- － NGO/NPO
- － 政府

<共同するステークホルダー>

- － 教育機関（学校、社会教育施設、大学、民間企業等、ESDを通じた教育を実践する機関）
- － 民間企業等
- － 地域コミュニティに所属する全ての者

- ・ ESDによるローカルSDGsの推進

地方公共団体には、各機関において策定される各種計画の中に、SDGsやESDの理念を取り込むよう努めることが期待される。また、ESD実施の成果が地域社会の発展に与える効果を十分認識し、地域からSDGsの実現を目指すための人材育成の一環として、ESDを実施することが求められる。

政府は、未来像としての「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」の取組にESDを積極的に取り込んで人材育成に活用する。また、政府は、SDGs未来都市等の制度と連携を図る等、地域において

E S Dが推進されるよう地方公共団体の取組を後押しする。

- ・全国的なE S D支援のためのネットワーク機能の発揮

政府は、E S Dに取り組む様々な主体が参画・連携するE S D推進ネットワークのハブとなる「E S D（全国・地方）活動支援センター」を運営し、全国で等しくE S D実践のための支援を受けられる体制を整備する。また、地方センター及び地域E S D推進拠点において、地域の実態に応じた助言や支援が行われるよう、ネットワークを運用する。加えて、地域の優れたE S D活動の横展開を図るため、成果事例を全国レベルで共有する。

- ・教育機関や社会教育施設等との連携の促進

地方公共団体は、各地域の課題に応じ、大人・子供を問わず地域の身近な場においてE S Dの学びが提供されるよう、ASPUnivNet や国連大学R C E等も活用しながら、学校、社会教育施設、大学、N G O / N P O、民間企業等と連携して事業を実践していくことが求められる。また、地域の身近な学習拠点である公民館等の社会教育機関同士のネットワークや地域学校協働活動等の地域と学校の連携・協働の取組を活用することも期待される。

- ・体験活動を重視した学習の推進【再掲】

各地域においては、世界遺産や伝統行事をはじめとする地域の文化や様々な活動、ユネスコエコパークやジオパーク等の地域の資源を活用した活動等に関する取組を、学校教育機関、社会教育施設、大学、地域、企業、市民社会等が連携して実践することが求められる。

2. 実施のためのメカニズム（重点実施領域）

我が国においては、5つの優先行動分野における取組を着実に実施するためのメカニズムとして、以下の点を実践していく。

（1）ステークホルダーのネットワーク・情報発信の強化

＜ステークホルダーのネットワークの構築＞

分野を超えた協力を促進するため、多様なステークホルダーから成る重層的なネットワーク形成を推進する。そのために、ユネスコ未来共創プラットフォーム等を活用し、S D G 4に取り組むステークホルダーがE S Dの推進に協力して取り組むことのできる体制を整備する。

ユネスコ未来共創プラットフォームにおいては、ユネスコ活動に関心や実績を持つステークホルダーに加え、S D G sの実現に向けた取組等を進める多様なステークホルダーの知見を得て、国内のユネスコ活動拠点ネットワークの戦略的整備と先進的なユネスコ活動の海外展開を一体的に推進する体制を構築する。

また、政府は、E S D推進ネットワークのハブ機能を担うE S D活動支援センター（1か所）及び地方E S D活動支援センター（8か所）を運営し、①情報共有機能、②E S D活動に関する各種相談対応や連携促進等の支援機能、③ネットワーク

の形成及び学びあいの促進機能、④人材育成機能、の4つの機能の発揮を追求することにより、E S Dの全国的な展開、支援体制の充実、様々な主体によるE S D活動の高度化と多様な連携を推進する。本ネットワークにより全国で等しくE S D実践のための支援を受けられる体制を維持するとともに、ネットワークの拡大を受けてテーマ別の学びあいの仕組みを導入し、E S D活動の高度化を図る。さらに、本ネットワークがマルチステークホルダーズネットワークである特性を踏まえ、ネットワークを拡大しつつ重層化を進める。

このほか、政府は、各地の教員ネットワークと地域のE S D関連ネットワークの連携を進めるため、教育委員会の協力も仰ぎつつ、両ネットワークの構成員が協力して活動する機会の創出に取り組む。学校内外のステークホルダーが協力を開始する際に参考となるガイドの作成や、各地域のE S D活動に関する情報を整備、発信することによりネットワークの重層化を進める。

<情報発信の強化>

E S D活動がすべてのSDG sのゴールを実現するものであることを強調し、国内外への、より一般に向けた広報・普及活動に取り組む。SDG s及びE S Dに関係する様々な分野において、国民、事業者、民間団体等における主体的な教育や学習の取組が促進され、持続可能な開発への理解や実践力が育成されるよう、関係省庁において教材提供や支援、広報啓発活動、各種E S D関連情報の提供、優良な取組に係る情報提供等を実施する。

特に、我が国の優れたE S D実践事例についての国際発信を積極的に行うため、英語による情報発信を強化する。発信にあたっては、日本とユネスコ、国連大学等の国際機関との協力、日米環境政策対話及びG E E P、A S E A N + 3環境教育ワーキンググループ、日中韓環境教育ネットワーク等の国際的な枠組みも活用して、効果的に行う。

(2) 点検・評価

本計画を点検・評価するにあたっては、E S D円卓会議や日本ユネスコ国内委員会を活用するなどして多様なステークホルダーから定期的に意見を聴くこととする。その際、SDG sグローバル指標も参考としつつ、我が国のE S Dに係る取組状況について、定性的・定量的評価を行うよう努める。

その上で、2025年に中間的なレビュー、2029年に総括的なレビューを行う。最終年における評価は、2030年以降のE S Dの更なる効果的な推進につながるよう実施するものとする。なお、E S D for 2030の実施期間中においても、国内の環境、経済、社会の情勢の変化や国際的潮流の動向等を注視し、必要に応じて本実施計画の見直しを検討する。

(以上)